

入 札 説 明 書

神山小学校屋内運動場建替工事請負契約に係る入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

※令和 8 年 7 月 2 1 日 内容一部訂正

1 公告日

令和 8 年 7 月 1 5 日

2 工事発注者

南大隅町長 石畑 博

3 入札に関する事項

(1) 工事名

神山小学校屋内運動場建替工事

(2) 工事場所

鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北 1 2 5 0 番地

(3) 工事概要

ア 構 造 鉄筋コンクリート造

イ 階 数 地上 1 階

ウ 延べ面積 1,120.87 m²

エ 内部仕様 ミニバスケットボールコート 2 面

バレーボールコート (9 人制) 1 面

バレーボールコート (6 人制) 2 面

バレーボールコート (小学生) 2 面

バドミントンコート 3 面

オ 使用する主な資材

①コンクリート 約 134 m³ ②型枠 約 5,543 m² ③鉄筋 約 163 t

④鉄骨 約 4 t ⑤木材 約 40 m³ 等

(4) 工期

全体工期：議会議決日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日 (水) まで

(繰越承認後：令和 10 年 2 月 2 9 日 (火) まで)

※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（フレックス方式）を設定した工事であり、上記の全体工期（余裕期間と実工期を合わせた期間）の内、受注者は工事の開始日及び完了期限日を任意に設定できる。なお、余裕期間（フレックス方式）については、「4. 余裕期間（フレックス方式）」を参照のこと。

- (5) 税抜き予定価格 一金 915,001,000 円也
- (6) 本工事は、特定建設工事共同企業体施工方式で行うものとする。
- (7) 本工事は、条件付一般競争入札で行うものとする。
- (8) 本工事は、資料（技術資料を除く。）の提出及び入札等をかごしま県市町村電子入札システムで行うものとする。

4 余裕期間（フレックス方式）

- (1) 余裕期間は、議会議決日の翌日から120日間を超えない範囲で設定するものとする。
- (2) 落札者は、契約書の提出日に、「実工期通知書（様式第7号）」により、実工期の開始日及び完了期限日を通知するものとする。
- (3) 実工期の開始日の前日までの余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- (4) 前払金は、工事開始日以降より請求することができる。

5 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）の構成員は、南大隅町建設工事入札参加資格審査要綱（平成17年3月31日告示第55号）に基づく入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であって、特に定めがあるものを除き入札参加申込書の提出期限において、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事について一般建設業又は特定建設業の許可を有する者であること。
 - イ 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でない者であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 入札参加申込書の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に、南大隅町建設工事請負業者の指名選定及び指名停止に関する要綱（平成17年3月31日告示第56号）第8条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
 - オ 南大隅町が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成28年5月30日告示第67号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
 - カ 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- キ 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先から取引停止等の事実がない者であること。
 - ク 南大隅町に納税義務がある入札参加資格者の場合は、町税等の滞納がない者であること。
 - ケ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
 - コ 建設業法第３条に規定する営業所のうち、主たる営業所を鹿児島県内に有する者であること。
 - サ 南大隅町建設共同企業体取扱要領（平成１７年３月３１日施行）に基づく共同企業体の結成を要する場合は、当該要件を満たしている者であること。
 - シ 前各号に掲げるもののほか、法令、規則等に違反していない者であること。
- (2) 共同企業体の結成にあたっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ア 共同企業体の結成方法は、自主結成とし、２者で構成されるものとする。
 - イ 共同企業体の代表者は、構成員のうち出資比率が大きい者であること。出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者であること。
 - ウ 共同企業体の代表者は構成員のうち最大の出資比率とし、各構成員の出資比率は、３０パーセント以上であること。
 - エ 共同企業体の構成員は、本工事について他の共同企業体の構成員でないこと。
- (3) 共同企業体の代表者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ア 公告日において、南大隅町内に本社・本店を有し、令和７・８年度鹿児島県建設工事入札参加資格において、建築一式工事のＢ級以上に格付けされ、かつ総合点数が、１，１００点以上であること。
 - イ 告示日までの間に、鹿児島県内において、単独の元請又は共同企業体の代表者若しくは構成員として、鉄筋コンクリート造の建築物で延べ床面積１，０００㎡以上の建築一式工事の施工実績を有し、当該構造及び規模の建築一式工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての管理実績を有する監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。
- (4) 共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 公告日において、鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、肝付町に本社・本店を有し、令和７・８年度鹿児島県建設工事入札参加資格において、建築一式工事のＢ級以上に格付けされ、かつ総合点数が、１，０００点以上の者であること。

6 入札参加申込み

(1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申し込みをしなければならない。

ア 提出書類

条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

添付書類

- ① 名称等調書（様式第2号）
- ② 建設業許可通知書の写し
- ③ 鹿児島県が発行する経営事項審査結果通知書の写し
（共同企業体の代表者と構成員それぞれ添付）
- ④ 施工実績及び管理実績が確認できる書類
- ⑤ 配置予定の監理技術者等の保有資格等が確認できる書類
- ⑥ 特定建設工事共同企業体の協定書の写し（様式第3号）

イ 提出方法

かごしま県市町村電子入札システムまたは

6の(1)のウの提出場所まで持参又は郵送（郵送については当日必着）

ウ 提出場所

南大隅町役場教育振興課教育総務係

郵便番号 893-2501

鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地

連絡先

TEL：0994-24-3143 FAX：0994-24-3270

Mail: k-somu@town.minamiosumi.lg.jp

エ 受付期間

令和8年7月15日（水）から令和8年7月31日（金） 午後5時まで

オ 入札参加に関する質問の受付期間及び提出方法

令和8年7月15日（水）から令和8年7月28日（火）の午後5時までに、
6の(1)のウの提出場所まで、別紙の「入札参加に関する質問書（様式第4号）」
を持参またはメールかFAXによる。

カ 入札参加に関する質問の回答

質問者に対しては、電子メールで随時回答する。

(2) 入札

条件付一般競争入札参加申込書を提出した者で、条件付一般競争入札参加資格確認
通知により入札参加資格を有することを決定された者でなければ、入札に参加する
ことができない。

7 設計図書等の閲覧

本工事に係る設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

条件付一般競争入札参加申込書提出後から令和8年9月3日（木）午後3時までとする。

(2) 配布場所等

6の（1）のウに同じ

電子媒体によるデータ提供とする。

データ受領の際は、条件付一般競争入札設計図書受領票（様式第5号）と引き換えとする。

(3) 設計図書等に関する質問

6の（1）のウと同じ場所に、別紙の「設計図書等に関する質問書（様式第6号）」を持参またはFAXかメールで令和8年8月10日（月）の午後5時までに提出する。

(4) 「設計書に対する質問書」の回答

質問書受付後、全入札参加者へメールで一括回答する。

回答日 令和8年8月18日（火）

8 入札の方法等

(1) 入札書の受付期間

電子入札

令和8年8月3日（月）午前9時から令和8年9月3日（木）午後3時まで

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月4日（金） 午前9時

イ 場所 南大隅町役場本庁2階 総務課電算室内

(3) 入札書の記載

入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

(4) 工事内訳書の提出

入札書に記載された金額の決定根拠とした工事内訳書を、（1）の受付期間に、入札書に添付して提出すること。入札及び契約上の権利義務を生ずるものではないが、提出された工事費内訳書の内容に疑問がある場合は、説明を求めることがある。

(5) 入札及び開札の延期

やむを得ない理由により、入札及び開札を行うことができないときは、入札及び開札を延期することがあり、この場合、入札参加者には別途通知する。

9 現場説明会

実施しない。

10 契約条項を示す期間及び場所

7の(1)及び(2)に同じ

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が、保険会社との間に町を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

12 入札の無効

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札に際し談合その他不正の行為があったと認められるとき。

(3) 条件付一般競争入札参加申込書(様式第1号)を提出していない者又は虚偽の入札参加申込をした者。

(4) 工事内訳書を提出していない者又は未提出であると認められるとき。

(5) その他入札条件に著しく違反したと認められるとき。

13 最低制限価格

あり

14 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上をもって入札し、その価格が最も低い価格で入札した者を落札決定者とする。この場合において、同じ価格で入札したものが2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

15 契約書案の提出

落札決定者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に記名押印した契約書案を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 工事請負契約書
- ② 工事工程表
- ③ 専門技術者届（資格証明書、経歴書含む）

(2) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

(3) 提出期限

落札決定通知書を受けた日から起算して7日以内

(4) 提出先

南大隅町役場教育振興課教育総務係

郵便番号 893-2501

鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地

連絡先

TEL : 0994-24-3143 FAX : 0994-24-3270

Mail: k-somu@town.minamiosumi.lg.jp

16 仮契約の締結

本工事の契約の締結については、南大隅町議会（以下「議会」という。）の議決を要するため議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、町は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

17 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

南大隅町役場教育振興課教育総務係

郵便番号 893-2501

鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地

連絡先

TEL : 0994-24-3143 FAX : 0994-24-3270

Mail: k-somu@town.minamiosumi.lg.jp

18 請負代金の支払い

本工事の支払いは、次のとおりとする。

(1) 前金払

保証事業会社と前払金に係る保証契約を締結した場合は、契約金額の40%以内を支払うことができる。

(2) 中間前金払

保証事業会社と中間前払金に係る保証契約を締結し、かつ以下の条件に全て該当した場合は、契約金額の20%以内を支払うことができる。

- ① 実工期の2分の1以上経過していること。
- ② 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ③ 工事の進捗出来高が契約金額の2分の1以上に達していること。

(3) 部分払

なし

(4) 完成払

工事竣工後（工事請負契約書に規定する完成検査に合格した場合）に、契約金額の残額を支払う。

19 工事に係る書類の提出

工事に係る一般的な提出書類は以下のとおりとする。なお、その他必要な書類、提出書類の内容、様式・作成方法、提出部数、提出時期等は、監督員の指示によること。

(1) 工事施工前及び施工中（全て任意様式）

- ① 工事着手届
- ② 施工計画書・施工要領書
- ③ 工事工程表（予定）
- ④ 仮設計画書
- ⑤ 工種別施工計画書
- ⑥ 施工体制台帳・下請け業者一覧表・施工体系図
- ⑦ 工事使用材料一覧表・材料承認・見本
- ⑧ 施工図、施工提案書や協議簿、工事打合せ簿等（その都度）
- ⑨ その他書類（発注者が提出を求めたもの）

(2) 竣工時（全て任意様式）

- ① 竣工届
- ② 工事工程表（実施）
- ③ 工事写真（工種ごとに着手前、施工中、完成等）
- ④ 工事使用材料出荷証明書

- ⑤ 工事材料検査記録・納品書
- ⑥ 工事打合せ記録簿（工程会議録含む）
- ⑦ 工事実施状況報告書
- ⑧ 社内検査報告書
- ⑨ 試験・検査成績表及び証明書
- ⑩ 建設廃棄物報告書（資材ごとは集計表、マニフェスト等）
- ⑪ 取扱説明書・保証書
- ⑫ 完成図面製本 A 1 二つ折り 1 部 A 3 二つ折り 1 部（縮小版）
- ⑬ 安全管理記録（仮設のチェックリスト、安全教育、安全巡視記録等）
- ⑭ その他書類（発注者が提出を求めたもの）

20 スケジュール等について

公告	令和 8 年 7 月 1 5 日（水）
共同企業体等に関する質問等受付	令和 8 年 7 月 2 8 日（火） 1 7 時まで
条件付一般競争入札参加申込期限	令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 1 7 時まで
共同企業体等に関する質問の回答	質問受付後随時回答
資格審査	申込受付後随時審査会開催
入札参加資格確認通知	審査決定後随時通知発送
設計図書等閲覧期間及び見積期間	申込受付後から令和 8 年 9 月 3 日（木） 1 5 時まで
設計図書に対する質問	入札参加申込受付後から 令和 8 年 8 月 1 0 日（月） 1 7 時まで
設計図書に対する質問の回答	質問書受付後一括回答 令和 8 年 8 月 1 8 日（火）
入札受付期間（電子入札）	令和 8 年 8 月 3 日（月） 9 時から 令和 8 年 9 月 3 日（木） 1 5 時まで
開札	令和 8 年 9 月 4 日（金） 9 時
落札決定（仮契約）	令和 8 年 9 月 4 日（金） 予定
仮契約日	令和 8 年 9 月 1 1 日（金）まで
本契約（議決後）	9 月会議

21 その他事項

- (1) 請負者は、本工事の一部を下請に付する場合は、南大隅町内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。
- (2) 請負者は、建設資材を調達するにあたり、南大隅町内に主たる営業所がある地元販売業者から調達するよう努めるものとする。
- (3) 契約後の建設に関する一切の手続き、諸官庁への届け出及び連絡は、一切請負者において行い、その費用を負担すること。
- (4) 工事施工に必要な仮設電力、上水道の引込手続き、道路その他、他人管理の土地の使用手続き等は、一切請負者で行い、その費用を負担すること。
- (5) 工事に伴う近隣への対策、苦情処理等については、一切請負者において処理、解決し、その費用を負担すること。ただし、日照障害・ビル風障害・テレビ電波障害については、費用も含め別途協議する。
- (6) 本工事の期間中、請負者は火災保険に加入すること。受取人は建築主とし、証書は係員を経て建築主へ渡し置くものとする。
- (7) 工事中、付近の建築物・道路・地下埋設物に損害を与えないように万全の処置をなし、また騒音・振動については騒音規制法及び振動規制法のほか関係法令に従って十分な養生及び防止対策を行うこと。
- (8) 本工事に伴う工事車両については、第三者への危険を防止し、周辺の交通に支障をきたさないように十分計画し、関係官庁の指示のもとガードマン等を配置し、万全を期すこと。
- (9) 工期中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（平成5年1月12日国交省制定）」により、第三者に対する安全確保に十分留意すること。万一、第三者の生命・財産に障害が生じた場合及び第三者との間に紛議が発生しても請負者にて処理、解決し、賠償の責を負うものとする。
- (10) 現場周辺の公共物、特に側溝等については土砂、モルタルの残材等で埋没させないなど常時良好に管理すること。
- (11) 地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く工事関係者の意識を高めるとともに作業環境を整えることにより公共事業の円滑な執行に資するための工事現場のイメージアップについて配慮すること。
- (12) 敷地内障害物は監督員と協議する。（原則として請負者の負担とする。）
- (13) 工事着手前に全体工程表を作成し、監督員の承諾を図ること。
- (14) 工程会議は必要に応じて催し連絡調整を図ること。
- (15) 設計図に詳細が示されていない場合でも、納まり上当然必要と判断することができる箇所の施工は請負者の負担で入念に施工すること。

- (16) 材料、製品、工場は、承諾を受け施工にあたること。また、仕上げ程度、色合、材質等については、見本品を必ず提出し、承諾を受け施工すること。
- (17) 本工事は、文部科学省所管の「公立学校施設整備費国庫負担金事業」及び「学校施設環境改善交付金事業」等を活用し実施する事業であり、資料、写真管理は必要以上に行うこと。

以上